# 予算審査の流れ

別添3.

| | | | |
|---|---|---|---|
| **開会1週間前** | 議会運営委員会 | 議案配布（予算説明資料の配布） | |
| **本会議（初日）** | 提案説明 | 予算の骨子、編成概要を説明 | 予算編成の骨子・概要説明とする（前年度との対比、決算特別委員会での意見を踏まえた点、中期財政計画との整合性、国の予算の影響など予算編成の大局的な説明とする）→全員協議会での事業説明との精査 |
| **全員協議会（初日）** | 全員協議会 | 所管部長から予算の新規・主要事業について事業番号をあげて説明 | 審査でないため説明を聞くのみとし、質疑は行わない |
| **本会議（議案質疑日）** | 議案質疑<br>委員会付託 | 提案説明を受けた部分についての骨子、編成概要についての質疑<br>予算審査委員会に予算議案を付託 | 提案説明を受けた部分（予算の骨子・編成概要）についての質疑とし、事業番号をあげての質疑は行わない |

**＊議案質疑の日の午後3時：予算審査委員会での通告の締め切り**

**（＊3つの常任委員会では予算に関する所管事務調査は行わない）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **予算審査委員会** | 予算審査委員会 | 1日目：総務文教委員会所管の審査<br>2日目：福祉環境委員会所管の審査<br>3日目：産業建設委員会所管の審査 | ①通告のあった事業番号ごとに審査を行い、通告者の質疑終了後に委員長判断で通告者以外の質疑も可能とする(原則は通告制のためルール作りをする)<br>②**質疑は一問一答とする**<br>③説明資料に記載のあることは質疑しない |
| | | 4日目：予算審査委員会の採決（付帯意見、必要に応じて委員間の自由討議など） | ①各所管の審査を終えて、議会全体で討議しなければならない事業などがあれば精査し、委員間で自由討議を行い、委員間の合意形成をはかる<br>②必要に応じて付帯意見をつけるなど協議し採決を行う |
| **本会議** | 表決 | 予算審査委員会の委員長報告後に表決 | |